

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護
【グループホームあかし】
運営規程

(事業の目的)

第1条 この事業が行う指定認知症対応型共同生活介護の事業は、要介護者又は要支援者であって認知症の状態にあるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排せつ、食事等介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護(以下、共同生活介護という)は、利用者の認知症症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行う。
- 2 共同生活介護は、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行う。
 - 3 共同生活介護は、認知症対応型共同生活介護計画(以下、介護計画という)に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
 - 4 共同生活住居における介護従事者は、共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
 - 5 介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得て、作成した介護計画を利用者に交付するものとする。
 - 6 介護サービス記録(ケア記録)は利用者・家族の求めに応じていつでも開示することができるものとする。
 - 7 共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合は利用者や家族等に事前に説明し同意を得る。その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。
 - 8 事業者自らその提供する共同生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 グループホームあかし
- (2) 所在地 山梨県甲府市上町2473番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

る。

(1) 管理者 1名

この事業所の従業者の管理及び共同生活介護の利用の申込みに係る調整。業務実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 計画作成担当者 各ユニット1名

介護計画を作成する。

(3) 介護従業者 各ユニット6人以上

介護従事者は、共同生活介護の提供に当たる。

(利用定員)

第5条 この事業所の利用定員は18名(9名×2ユニット)とする。

(共同生活介護の内容)

第6条 要介護者又は要支援者であって認知症の状態にあるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排せつ、食事等介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う。

(利用料その他の費用の額)

第7条 共同生活介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、負担割合証に応じてその1割・2割又は3割の額とする。

2 前項に規定するもののほか、重要事項説明書に掲げる費用については、利用者の利用に応じ、定める額を徴収する。

3 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、そのサービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(入居に当たっての留意事項)

第8条 入居に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

(1) 利用者は、管理者、計画作成担当者及び介護従事者の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。

(2) 利用者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより管理者に届出るものとする。

(3) 利用者は、健康に留意するものとする。

(4) 利用者は、共同生活住居の清潔、整頓その他環境衛生のために努力するものとする。

2 入居者は、共同生活住居内で次の行為をしてはならない。

(1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の利益を侵すこと。

(2) けんか、口論、泥酔など他の利用者に迷惑を及ぼすこと。

(3) 共同生活の秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。

(4) 指定した場所以外で火気を用いること。

(5) 故意に共同生活住居若しくは物品に損害を与え、又は物品を持ち出すこと。

(協力病院等)

第9条 入院治療を必要とする入居者のために協力病院を定める。また、協力歯科
医院機関を定める。

(秘密保持等)

第10条 従業者は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持する。業務
上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持させる為、退職後においてもこれ
らの秘密を保持すべき旨を、就業者との契約内容とする。

(従業者の資質の向上)

第11条 介護従事者の資質向上のために、研修の機会を設けるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するた
め次に掲げる措置を講じる。

(1) 虐待防止のため対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結
果について職員に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 職員に対し虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切の実施するための担当者を設置する。

(緊急時における対処方法)

第13条 サービスの提供により事故等が発生した場合には、速やかに家族、主治
医、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

(苦情処理)

第14条 入居者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対処するため、受付窓口の
設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、入居者及び家族に対す
る説明、記録の整備等必要な措置を講ずる。

(損害賠償)

第15条 入所者に対する介護サービス提供にあたって、賠償すべき事故が発生し
た場合は、速やかに損害賠償を行う。

2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

第16条 介護サービスを提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に
衛生管理に留置する。

2 管理者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(非常災害対策)

第17条 非常災害が発生した場合は、従業者は入所者の避難等適切な措置を講ずる。また管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関と連携を図り、避難訓練を行う。

(地域との連携等)

第18条 運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携、協力を行うなど地域との交流に努める。

(運営推進会議の設置)

第19条 サービスの提供に当たっては、入所者、入所者の家族、事業所が所在する市町村の職員又は当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域住民の代表により構成される運営推進会議を設置する。

2 運営推進会議は、2月に1回開催する。

3 推進会議に対し活動状況を報告するとともに、運営推進会議による評価を受け止め、必要な要望、助言の機会とする。

(その他運営に関する重要事項)

第20条 この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、社会福祉法人日新会と管理者の協議において定めるものとする。

附則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

『グループホームあかし』重要事項説明書

令和7年 月 日

1. 事業者主体概要

事業主体名	日新会	法人の種類	社会福祉法人
代表者名	理事長 平嶋 道治	所在地	山梨県甲府市上町2473番地
法人の理念	福祉サービスを必要とする者が、心身ともに健やかに育成され、又、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられると共に、その環境、年齢及び心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるよう援助することを目的として行う。		

2. ホーム概要

ホーム名	グループホームあかし		
ホームの目的	認知症対応型共同生活介護事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護職員が要介護状態であって認知症の状態にある高齢者に対し適正な指定認知症対応型共同生活介護を提供する。		
ホームの運営方針	要介護であって認知症状態にあるものについて共同生活住居において家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう努めるものとする。身体拘束その他利用者の行動は制限しない。但し、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合はこの限りではない。		
ホームの責任者	管理者 秋山美津子	開設年月日	壹番館：平成15年4月1日 貳番館：平成17年4月1日
保険事業者指定番号	1970101174	所在地	甲府市上町2473番地
電話番号/FAX番号	Tel055-226-3622 FAX055-226-6513		
交通の便	バス：市立甲府病院前から徒歩8分 車：国道20号線小瀬スポーツ公園交差点より2分		
敷地及び建物概要 (権利関係)	壹番館：敷地（自己所有）、建物（自己所有） 貳番館：敷地（自己所有）、建物（自己所有）		
居室の概要	壹番館 各居室：トイレ、洗面、収納家具あり 7室：ベッド、2室：畳 貳番館 各居室：洗面化粧台、備付収納タンスあり、全て洋室		
共用施設の概要	壹番館 浴室、脱衣所、台所、玄関、食堂、居間、個人用ロッカー、 貳番館 浴室、脱衣所、台所、玄関、食堂、居間、ウッドデッキ		
緊急対応・防犯防災設備	ナースコール（各部屋）、火災通報装置、火災報知器、消火器、スプリンクラー等		

3. 協力医療機関

協力医療機関名	市立甲府病院、(独) 地域医療機能推進機構山梨病院、甲府城南病院、 あいざわ歯科クリニック
診察科目	内科、精神科、神経内科、リウマチ科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、歯科口腔科

4. 職員体制（各館ともに）

管 理 者	1人（兼務）	計画作成担当者	各1人
介 護 職 員	各6人以上	看 護 職 員	嘱託医院と提携
医 師	ハッピークリニック 内布 英昭	夜 間 ケ ア	各1人

5. 介護職員勤務体制

昼間の体制	早出 7:00～16:00 遅番 11:00～20:00	日勤 9:00～18:00 他
夜間の体制	夜勤 16:00～翌10:00	

6. 利用状況（令和6年5月現在）

利用者数・性別	壹番館 男性0名 女性8名					貳番館 男性1名 女性8名				
平均年齢	壹番館 87.7歳					貳番館 89.6歳				
介護度	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
人数	1人	0人	5人	1人	1人	0人	4人	2人	2人	1人

7. 入所保証金

入所契約時に金300,000円を入所保証金として預託していただきます。この入所保証金は、契約が終了して利用者が居室を明け渡した後に直ちに返還します。但し、無利息とします。また、未払利用料金のある場合又は利用者の故意もしくは重大な過失によりホームの施設、設備を毀損などして原状回復した費用の代価が支払われなかった場合、相殺されて返還されます。

8. 介護サービス利用料等

保険給付サービス 利用単位数（1日）	基本部分（※）	要介護1 753 要介護2 788 要介護3 812 要介護4 828 要介護5 845
	※状況により以下が加算されます。	
	医療連携体制加算	37
	初期加算（※入居日から30日までの期間）	30
	認知症専門ケア加算Ⅰ	3
	若年性認知症利用者受入加算	120
	サービス提供体制強化加算Ⅲ	6
	入院時費用加算（1か月6日迄算定）	246（1日につき）
	看取り介護加算（死亡日以前31～45日）	72
	看取り介護加算（死亡日以前4～30日）	144
	看取り介護加算（死亡日前日及び前々日）	680
	看取り介護加算（死亡日）	1,280
	栄養管理体制加算（1月につき）	30

※甲府市は地域区分が「7級地」であるために上記表の単位数に10.14円を乗じた金額の1割・2割又は3割が自己負担となります。

その他の利用料

居室の提供（月額）	45,000円		
食費（食材料費）	日額1,000円	水道・光熱費	日額1,000円
共通管理費	保守点検費・障害保険・賠償保険・定期清掃費・修繕費・消耗器具備品費・車両費等 壹番館：月額16,000円 貳番館：月額18,000円		
個人消耗品費	理美容代（1回1,500～2,000円）、日用品費、おむつ代等は実費となります。		
その他のサービス	特別食、教養娯楽費等は実費となります。		

9. 苦情の受付について

当施設における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

- 「あかし苦情処理委員会」受付窓口 担当：管理者 秋山美津子
受付時間 毎週 月曜日～金曜日 10：00～16：00 また、苦情受付ポストを設置しています。
- 「行政機関その他苦情受付機関」
 - ◎国民健康保険団体連合会 介護保険苦情相談窓口
Tel055-233-9201 受付 毎週水曜日 9：00～16：00
 - ◎甲府市介護保険課経営係
Tel055-237-5473 受付 9：00～17：00

10. 健康管理・緊急時の対応について

嘱託医による、月2回の回診日を設けて健康に努めています。

応急の場合、必要に応じて嘱託医や、前記協力医療機関に対して適切な対応を行います。

嘱託医師：医療法人聖愛会ハッピークリニック 内布 英昭

万が一の事故の為に保険に加入しています。損害賠償が必要な場合は速やかに対応します。

11. 第三者評価の実施状況

当事業所では第三者評価は実施しておりません。

12. 地域密着型サービス外部評価調査の実施

毎年、山梨県社会福祉協議会による外部調査評価を実施しており、調査結果報告がWAMNETに掲載されています。

以上

令和7年 月 日

認知症対応型共同生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

グループホームあかし

ホーム長（管理者） 秋山 美津子 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、認知症対応型共同生活介護の提供開始に同意しました。

利用者氏名 _____

契約者（親族代表者） _____

住所 _____

氏名 _____ 印

(続柄)

(介護予防) 認知症対応型通所介護(共用型)事業所
【グループホームあかし】
運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人日新会が開設する指定(介護予防)認知症対応型通所介護事業所「グループホームあかし」は、要介護又は要支援である認知症高齢者に対し、適正な介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 認知症であり、かつ要介護又は要支援となった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活指導、養護、家族介護教室、健康チェック、機能訓練、送迎、入浴、食事サービスその他日常生活全般にわたる介護を提供し、利用者の自立、生活の助長、社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減が図れるよう、リハビリと心のケアを重視し、家族との連携の中で在宅生活の継続を可能にする為の支援をする。事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

2 介護又は支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他、利用者の行動を制限する行為を行わない。緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合は利用者や家族等に事前に説明し同意を得る。その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 グループホームあかし
- (2) 所在地 山梨県甲府市上町2473番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

事業所の運営を管理、統括し職員を指揮監督する。(指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護「グループホームあかし」の管理者を兼任)

- (2) 計画作成担当者 1名

(介護予防)認知症対応型通所介護計画(以下、介護計画という)を作成する。

- (3) 介護従業者 6人以上

利用者の日常生活全般にわたる介護を担当する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。(祝日も含む)
- (2) 通常サービス提供時間 9:00~16:15
- (3) 延長サービス提供時間 7:00~9:00、16:15~20:00
- (4) 営業時間 8:30~18:00

(利用定員)

第6条 利用定員は1日6名までとする。

(サービスの内容及び利用料)

第7条 指定(介護予防)認知症対応型通所介護サービス(以下、通所介護サービスという)の内容は次のとおりとし、通所介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、通所介護サービスが法定代理受領サービスであるときは、負担割合証に応じてその1割・2割又は3割の額とする。

- (1) 生活指導
 - (2) 養護
 - (3) 家族介護教室
 - (4) 健康チェック
 - (5) 機能訓練指導
 - (6) 事業所と居宅間の送迎サービス
 - (7) 入浴の介助(一般浴)
 - (8) その他日常生活全般にわたる介護
- 2 前項に規定するもののほか、重要事項説明書に掲げる費用については、利用者の利用に応じ、定める額を徴収する。
- 3 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、そのサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(計画の作成等)

第8条 通所介護サービスの提供を開始するには、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等、介護者の状況を十分に把握し、個別に介護計画を作成する。

- 2 介護計画の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得るとともに交付する。
- 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行い、サービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、甲府市（城東・若松町・青沼・朝気・砂田町・国玉町・太田町・湯田・酒折・相生・南口町・青葉町・幸町・里吉・里吉町・伊勢・蓬沢・蓬沢町・上阿原町・住吉・七沢町・中小河原・中小河原町・住吉本町・増坪町・西高橋町・上条新居町・古上条町・上小河原町・下小河原町・上町・小瀬町・上今井町・西油川町・宮原町・大里町・中町・下鍛冶屋町・堀之内町・東下條町・下今井町・落合町・高室町・小曲町・善光寺・東光寺・右左口町・上曾根町・上向山町・下曾根町・下向山町・白井町・心経寺町・中畑町・古関町・住吉本町）とする。

(利用者に対する留意・禁止事項)

第10条 次の場合、職員は利用者に対して特に留意を要する。

(1) 37度以上の熱が出て、下がってから3日たっていない場合

(2) ひどい皮膚疾患がある場合

(3) 急な食欲低下が見られる場合

(4) 入浴前の健康チェックで37度以上の熱がある場合、血圧が170mmHGを超えているなど、入浴に適さない状態である場合

2 サービス利用者は次の行為を行ってはならない。

(1) 飲酒

(2) 他の利用者への迷惑行為

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次に掲げる措置を講じる。

(1) 虐待防止のため対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 職員に対し虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切の実施するための担当者を設置する。

(緊急時等における対応方法)

第12条 職員は通所介護サービスを実施中に、利用者の体調の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに家族、主治医、等に連絡する等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第13条 運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携、協力を行うなど地域との交流に努める。

(非常災害対策)

第14条 非常災害に関する諸計画を立てておくとともに、非常災害に備える為、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、退職後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人日新会と管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

指定認知症対応型通所介護（共用型）

『グループホーム あかし』

【サービス内容・重要事項説明書】

『グループホーム あかし』が、利用者に提供するサービスは以下の通りです。

1. 〔提供サービス内容〕

1) サービス提供日：月曜日～日曜日（年間を通じ、いつでもご利用いただけます。）

2) 提供サービス内容：

- ① 送迎、機能訓練、食事提供、入浴介助（一般浴）
- ② このサービスの提供にあたっては、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護状態となることの予防になるよう、個別介護計画に沿って行います。
- ③ サービスの提供は、懇切丁寧に行い、分かりやすいように説明します。不明な点等ございましたら、お気軽に担当職員にお問合せください。
- ④ サービスの提供者に用いる設備、器具等については、安全、衛生に常に注意します。特に利用者の身体に接触する設備、器具等については、サービスの提供ごとに消毒したものを用います。

2. 〔認知症対応型通所介護計画〕

- 1) 当事業所では利用者の心身の状況やご希望、環境を踏まえて、機能訓練などの目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した認知症対応型通所介護計画を作成します。
- 2) この認知症対応型通所介護計画は、居宅サービス計画が作成されている場合は、それに沿って作成するものとします。

3. 〔利用料〕

(単位：単位数)

基本利用料 (1日)	要介護度 1	523
	要介護度 2	542
	要介護度 3	560
	要介護度 4	578
	要介護度 5	598
	ご利用により以下が加算されます。	
	入浴介助加算	40
	若年性認知症利用者受入加算	60
	介護職員等処遇改善加算Ⅱ	所定単位数×174/1000(1月につき)

※甲府市地域区分が「7級地」であるため上記表の単位数に 10.17円を乗じた金額の1割・2割又は3割が自己負担となります。

その他の費用	食費	朝食 250円 昼食 500円（おやつ代含む） 夕食 500円
	通常サービス提供時間外サービス （7：00～9：00） （16：15～20：00）	1時間ごとに500円となります。
	日常生活費・教養娯楽費 おむつ代等	実費

※ 一日あたり、サービスの所要時間は7時間以上8時間未満で利用する料金です。
なお、利用時間によっては別に定めてあります。御相談下さい。

- ① 提供を受ける認知症対応型通所介護サービスが介護保険の適用を受けない部分については、利用料全額をお支払い頂きます。
- ② 事業所では、翌月15日位までにサービスの提供日、当月の利用料等の内訳を記載した利用料明細を作成し、請求書に添付して送付します。
- ③ 毎月の利用料は、翌月26日までに預金口座自動振替の制度でお支払いとなります。

4. 職員体制（各館ともに）

管 理 者	1人	計画作成担当者	各1人
介 護 職 員	各6人以上	看 護 職 員	嘱託医師と連携
嘱 託 医 師	ハッピークリニック：内布 英昭		

5. 介護職員勤務体制

昼間の体制	早出 7:00～16:00	日勤 9:00～18:00
	遅番 11:00～20:00	他
夜間の体制	夜勤 16:00～翌10:00	

6. 苦情の受付について

当施設における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

- 「あかし苦情処理委員会」受付窓口 担当：管理者 秋山美津子
受付時間 毎週 月曜日～金曜日 10：00～16：00 また、苦情受付ポストを設置しています。
- 「行政機関その他苦情受付機関」
 - ◎国民健康保険団体連合会 介護保険苦情相談窓口
Tel055-233-9201 受付 毎週水曜日 9：00～16：00
 - ◎甲府市介護保険課経営係
Tel055-237-5473 受付 9：00～17：00

7. 〔保険給付の請求のための証明書の交付〕

サービス提供証明書が必要な場合には、いつでも交付します。お申し出下さい。

8. 第三者評価の実施状況

当事業所では第三者評価は実施しておりません。

以上

令和 年 月 日

「グループホーム あかし」のサービス提供に際し、本書面に基づき説明を行いました。
指定認知症対応型通所介護（共用型）「グループホーム あかし」

ホーム長（管理者） 秋山 美津子

「グループホーム あかし」のサービス提供について本書面をもって説明を受け、同意しました。

利用者 住所

氏名 印

身元引受人 住所

氏名 印

続柄